

令和6年4月1日採用  
(令和5年度)

社会福祉法人川口市社会福祉事業団  
正規職員採用試験案内

令和5年3月

社会福祉法人川口市社会福祉事業団

《応募される方は必ずお読みください》

**募集職種は福祉総合職です。**

川口市社会福祉事業団が掲げるのは  
「主役はあなた ともに歩み ともに育む」です。

地域に根差した安全で安心な福祉サービスと利用者本位のサービスを提供し、川口市の福祉の向上に努めることが我々の使命です。

この使命に賛同し、ともに活躍してくれる人、ともに努力を惜しまない人、その様な方の応募をお待ちしています。

- 1 川口市社会福祉事業団は、川口市が設置した社会福祉施設を管理運営するために、昭和59年4月1日に設立された社会福祉法人です。
- 2 給料、勤務時間及び休暇等の勤務条件については、就業規則、給与規程等によります。なお、勤務場所によって、夜間勤務や土日、祝日勤務があります。
- 3 職員は、福祉に関する専門的知識や技能に加え、健全な心身が求められます。採用後は研修規程に基づき、各種研修を受講し、資質の向上や教養の向上を図ります。
- 4 福祉総合職とは川口市社会福祉事業団が管理運営する高齢者施設、障害者施設、母子・児童施設、などにおいての介護業務、指導員業務、相談業務や事務局での法人運営業務などに従事する職です。

## 1. 募集職種・募集人数・応募資格

募集職種	募集人数	必 要 な 学 歴 ・ 資 格	年 齢
福祉総合職	3人	<p>○学校教育法による大学、短期大学、高校を卒業したかた、または令和5年3月までに卒業見込みのかたで、次の①から④のいずれかの資格を取得したかた、または令和5年3月までに資格を取得見込みのかた。</p> <p>① 社会福祉主任用資格          ② 介護福祉士          ③ 社会福祉士          ④ 介護職員初任者研修以上</p> <p>※ただし、④については資格取得見込みのかたを除きます(適性検査実施日現在資格を取得しているかた)。</p>	平成9年4月2日 以降に生まれたかた

※主な配属先】 ※配属先は採用日に決定します  
 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、障害者生活介護事業所、就労継続支援事業所、その他事業団が管理運営する施設

※ 学校教育法に定める専修学校・各種学校（年間授業時間数が680時間以上の学校）を卒業のかた（または見込みのかた）で次の用件に該当するかたは、原則としてそれぞれ「短大卒」、「高校卒」の扱いとします。

### <短大卒扱い>

- ・専修学校については、修業年限2年以上の専門学校を卒業したかた（または見込みのかた）。
- ・各種学校については、高校（3年）卒を入学資格とする修業年限2年以上の課程を卒業したかた（または見込みのかた）。

### <高校卒扱い>

- ・専修学校については、修業年限3年以上の高等課程を卒業したかた（または見込みのかた）。
- ・各種学校については、中学卒を入学資格とする修業年限3年以上の課程を卒業したかた（または見込みのかた）。

※ 学校教育法に定める大学を卒業したかたで、学校教育法に定める専修学校・各種学校（年間授業時間数が680時間以上の学校）を卒業のかた（または見込みのかた）は、「大学卒」の扱いとします。

## 2. 試験等の実施方法及び内容

試験は適性検査及び個人面接を行います。

### «適性検査「S P I」»

科 目	時 間	内 容
能力検査	2時間	コミュニケーション能力や思考力の高さを知るための能力検査
性格検査	程 度	職務への適応性や性格特徴を知るための性格検査

### «個人面接»

科 目	時 間	内 容
個人面接	30分	業務遂行能力や人物・人柄について、受験される方と面接官3名による個人面接

## 3. 試験等実施日・実施会場・合格発表

科 目	試 験 等 実 施 日	実 施 会 場
適性検査	令和5年6月1日（木）または6月2日（金） ※応募者の希望を考慮のうえ日時を決定します。 ※午前9時30分～／午後1時30分～	高齢者総合福祉センター 「サンテピア」1階大会議室 川口市大字赤井1055番地
個人面接	令和5年6月15日（木）または6月16日（金） ※応募者の希望を考慮のうえ適性検査実施後に 日時を決定します。	
合格発表	令和5年6月下旬に文書で通知します。	

## 4. 申し込み手続及び受付期間

申込期間	令和5年3月1日（水）～ 令和5年5月26日（金）
申込方法	○郵送の場合・・・申込期間内消印有効 必ず特定記録又は簡易書留で郵送してください（これによらない場合の事故について責任を負いません）。 申込期間間際に郵送されると、書類の不備等があった場合に受験できない場合がありますので、お早めにご郵送ください。 ○持参の場合・・・申込期間内に申し込み 日曜日、土曜日、祝日は除く。9時から17時まで
申込場所	〒334-0073 川口市社会福祉事業団 本部事務局 庶務係（サンテピア1階） 所在地：川口市大字赤井1055番地 電話：048（229）3387
提出書類	○「川口市社会福祉事業団職員採用試験申込書」①及び② ○成績証明書 ○卒業証明書または卒業見込証明書 ○社会福祉主任用資格、介護福祉士、社会福祉士、介護職員初任者研修の資格証（原本を確認のうえ、写しをいただきます。） ※郵送の場合は、資格証の写しを郵送し、適性検査実施日に原本を持参してください。
注意事項	○申込書は、記載漏れ等のないよう正確に記入してください。 ○提出書類は、一切返却しません。

## 5. 合格から採用まで

試験の合格者は、成績順に採用を決定します。

採用は、令和6年4月1日となります。

提出した書類に虚偽があった場合、卒業見込みのかたが卒業できなかった場合、資格取得見込みのかたが資格を取得できなかった場合、その他、理事長が不適当と認めた場合は、採用を取り消します。

## 6. 給 与

初任給（本俸十調整手当（本俸の8%））

大学卒 188,784円～ 短大卒 168,804円～ 高校卒 156,708円～

※実務経験等の経歴については、本事業団所定の基準により経歴換算し、本俸に加算して支給します。

※上記のほか、支給要件に該当するかたには、扶養手当、通勤手当（交通機関利用の場合、最高50,000円／月）、住居手当（賃貸のみ、最高28,000円／月）、資格手当（介護福祉士2,000円／月、社会福祉士2,000円／月、介護支援専門員2,000円／月）、特殊勤務手当、夜間勤務手当、期末・勤勉手当（令和3年度4.1ヶ月）等が支給されます。

※本事業団の職員は、民間会社の社員と同じように厚生年金制度、健康保険制度及び労働保険に加入します。

## 7. その他

川口市社会福祉事業団職員就業規則の規定により、採用の日から6ヶ月間は試用期間となります。試用期間中又は試用期間満了の際、引き続き職員として勤務させることが不適当と認められた場合は、採用を取り消し、本採用は行いません。

## 8. 問い合わせ

社会福祉法人川口市社会福祉事業団 本部事務局 庶務係

〒334-0073 川口市大字赤井1055番地 電話 048(229)3387(代表)

E-mail honbu-po@fukushi-kawaguchi.jp

URL <http://www.fukushi-kawaguchi.jp/>

※ 申し込み手続き等で来所をお考えの方は、事前にご連絡頂きますようお願いいたします。

MEMO